

令和3年度

事業計画書

香川県丸亀市飯山町上法軍寺 2600 番地
社会福祉法人 禱友会

社会福祉法人禱友会 令和3年度 事業計画

〈法人の基本理念〉

高齢者福祉および地域福祉を、「高齢者一人ひとりの尊厳」を守り、「キリスト教の隣人愛の精神」「寛恕（かんじょ）（広辞苑：度量広く、おもいやりの深いこと）の心」を持って、実践する。

介護を必要とする利用者が、その人らしい生活を送れるよう支援する。

社会福祉法人に求められる「地域における公益的な取り組み」を継続し、地域の方々と協力し、地域福祉の向上に貢献する。

【令和3年度事業の基本的な考え方】

改正社会福祉法が、「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を二本柱として、平成29年4月1日より全面施行されている。背景には、少子高齢化がますます進み、様々な分野において人材不足が顕著になっているということがある。高齢者福祉分野においても看護・介護職員の不足が進んでいる。

当法人においても、職員の離職、転職が発生し、また、令和2年度はコロナ渦に翻弄された年でもあり、行事も縮小せざるを得なかった。

このような状況の中であって、令和3年度は、職員一人一人が利用者のためにできることを考え、ピンチをチャンスに変える努力をする年としたい。

法人の基本理念に基づき、サービスの質を向上させるよう努力し、地域に求められる社会福祉法人となるよう職員全員で取り組みたい。

〈事業の重点項目〉

次の4項目を重点とし、高齢者福祉および地域福祉の実践（地域貢献）に取り組む。

- 1 利用者本位の介護(ケア)の実践、サービスの向上
 - ・常勤職員を増やし、基本的なサービスの質を担保し、より良い個別ケアとチームケアを提供する。
 - ・施設内研修、施設外研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。
 - ・次世代リーダーを育成し、チームケアを充実させる。
- 2 家族等への支援（広報を含む）
 - ・ご家族、後見人等との連絡、連携を密にする。
 - ・行事へのお誘い、案内等
 - ・担当者会議等に、ご家族が参加できるよう連絡・調整する。
 - ・広報紙「紅山便り」の発行（毎月）、ホームページの管理
- 3 地域貢献と地域との交流
 - ・地域に開かれた法人であることを目指し、地域の行事等に積極的に参加する。
 - ・昨年開催を見送った夏祭り「紅山夕涼み会」を例年どおり開催する。（8月20日）
 - ・老人介護支援センターが行う介護教室や、丸亀市の委託による「にじいろカフェ」等の企画運営、広報。
 - ・生活困窮者支援の「おもいやりネット丸亀」「香川おもいやりネットワーク」にも積極的に協力していく。
 - ・菜園の貸し出し、買い物送迎車の運行
 - ・地域の保育所、幼稚園等との交流を進める。
 - ・地域のコミュニティと連携を深める。コミュニティの事業にも積極的に協力する。
- 4 人材育成のための研修、介護実習の受入
 - ・香川県の指定を受けて行う「認知症介護実践研修」等の運営
 - ・社会福祉士および介護福祉士養成校への協力（実習受入）
 - ・看護職員養成への協力（実習受入）
 - ・中学校生徒等のボランティア活動への協力、受入

【総務部】

◎総務委員会（リーダー会） 開催：毎月第1月曜日

- ・各部署の主任等で構成し、各部会での活動等を取りまとめる
- ・委員会において決定した事項を職員へ周知徹底を図る
- ・第三者評価事業等への対策
- ・やさしい声かけ運動の実践
- ・利用者、家族へ満足度調査のアンケート・職員に自己評価アンケートを実施

◎広報担当

- ・毎月始めに「紅山便り」の発行、利用者の近況報告を同封し家族との連絡を密にする
- ・紅山荘ホームページの管理と更新

◎研修担当（実習指導等）

- ・高校、大学、専門学校等の実習生の実習指導を行う
- ・新人職員の業務指導の実施と改善点の検討
- ・平成31年1月より外国人技能実習生を受け入れており、業務の指導等を行う
※新人研修(法人理念、介護技術、看護研修、公用車の操作等)については、必要時に行う

◎給食担当（栄養ケアマネジメント）

- ・喫食状態に応じた食事形態を検討し、利用者一人一人に応じた食事の提供を行う
- ・行事食の企画、提供
- ・非常時災害の為の備蓄食の保管及び管理
- ・食中毒防止のための啓発および職員研修の実施

◎デジタル担当

- ・介護ソフト「ケアカルテ」の使い方の確認やより良い活用方法を検討する
- ・日々の記録を i p a d で入力するため、入力方法や改善方法を検討する
- ・介護における I C T 活用を推進するために情報を把握し、より良い方法を検討する

◎排泄担当

- ・利用者にあったオムツを検討し、職員へ周知を行う
- ・オムツの使い方について適宜、確認を行い、より良い方法を検討する
- ・より良い排泄介助を行うために、職員間の連携方法を検討する。

◎防災対策委員会

- ・自衛消防団 総合訓練の実施（開催：6、11月）
- ・防災訓練の中に夜間時においての訓練を盛り込む
- ・新人職員に対する災害時等の非常時対応訓練と指導（開催：随時）
- ・備蓄品の管理、充実（食料・非常時使用機器等）
- ・利用者が安全かつ快適に過ごせるように建物内外の整備(修理等)を行う

【生活支援部】

◎レクリエーション委員会

開催：月1回

- ・地域の行事への参加や地域で活動する方との交流機会を増やし、地域交流を深めていくとともに、利用者に年間を通して、利用者に楽しんでいただける行事を行う。

[令和3年度年間行事予定]

4月	お花見
5月	母の日、法の郷いきいき祭り
6月	ミニ遠足(川津菖蒲園)、保育園児による花の日訪問
7月	七夕行事
8月	紅山の夕涼み会(20日)
9月	敬老祝会・保育園児敬老訪問
10月	秋の収穫祭(秋を楽しむ会)
11月	作品展
12月	クリスマス礼拝・祝会、餅つき
1月	元旦、どんと焼き
2月	節分
3月	ひな祭り茶会

- ・書道、作品作り(折り紙や塗り絵等)、カラオケ、レクリエーション等を企画し実施する。
- ・毎月第2、第4木曜日に来田薫先生を招き、音楽療法の一貫として「ドレミクラブ」を実施している。利用者の方から好評であり、今年度も継続して行う。
- ・紅山畑で季節に応じた、野菜や花を栽培する。

◎リハビリ委員会

開催：3か月に1回

- ・個別リハビリの充実、ケアプランに基づき、毎日日課として行うことでADLの維持向上を目指す
- ・毎月末にはその実施状況、評価、今後の目標等について検討し少しでも生活の活動範囲が広がるよう支援する

【介護保険部】

◎優先入所検討委員会

開催：月1回

- ・特養入所待機者の情報整理と把握
- ・毎月1回、委員が集まり、優先入所希望者の確認を行う
- ・優先入所の指針は、香川県が作成している指針を参考にする

◎感染症対策・衛生委員会（メンタルヘルス）

開催：2か月に1回

- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染予防・対応策等について職員に啓発・指導を行う
- ・感染者が発生した場合の対応
- ・入所者及び職員の健康状態を把握し感染予防に努める
- ・感染対策について職員研修を行う（年2回）
- ・健康診断（年2回）の実施と管理
- ・職員の腰痛予防のための対策協議・周知
- ・防災対策と協力し、施設備品の安全管理
- ・介護現場におけるストレスチェックの義務化を受けて、職員にストレスチェックの周知を行い定期的にストレスチェックを行う
- ・職員のメンタルヘルスの管理を行い、必要があれば、精神科受診を協議する

◎身体拘束適正化委員会

開催：2か月1回

- ・身体拘束者の現状把握
- ・施設内での身体拘束適正化に向けての改善策について検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き、記録の管理
- ・身体拘束適正化のための啓発および職員研修の実施
- ・事例検討、指針の見直し
- ・身体拘束適正化に関する研修（開催：年2回）

◎事故防止検討委員会

開催：随時

- ・事故報告書、ヒヤリハットの分析および改善策の検討を行う
（開催：その都度、多職種を集めて行う）
- ・医療機関を受診した場合や重大な事故が発生した場合は、速やかに各市町へ報告書を提出する（開催：その都度、多職種を集めて行う）
- ・事故の発生又はその再発の防止に関する研修（開催：年2回）
- ・事故の発生等緊急時の対応に関する研修（開催：必要時）

◎褥瘡予防委員会

開催：2か月に1回

- ・褥瘡発生者の状況を理解し、1日でも早い治癒を目指し努める
- ・褥瘡者ゼロを目指し、早期発見・早期対応を検討する

◎苦情解決検討委員会

開催：年1回

- ・紅山荘における、利用者、家族の苦情を生活相談員が窓口となって受け付ける
- ・苦情があった際は、速やかに施設長へ報告する
- ・委員会を開催し、苦情解決のための対応策を検討する
- ・施設内での苦情解決が困難な場合には、第3者委員へ相談する
- ・年1回、第3者委員に苦情内容の報告を行う

◎研修担当（施設内・施設外・外部研修）

- ・施設内研修→職員研修の計画作成・実施。毎月1回以上実施
- ・新人研修→新人の職員に対して、採用後3か月以内に、倫理綱領・接遇・基本的介護技術等指導。看護研修等を行う

[令和3年度年間施設内研修予定]

4月	倫理及び法令に関する研修、法人の理念・方針 介護保険制度
5月	新人研修（基本的介護技術・看護についての研修）、接遇研修
6月	高齢者虐待防止に関する研修
7月	感染症及び食中毒の発生予防
8月	身体拘束等の適正化のための取り組み
9月	利用者のプライバシー保護の取り組み
10月	事故防止に関する研修
11月	感染症及び食中毒の発生予防
12月	認知症に関する研修
1月	ターミナルケア・精神的ケアに関する研修
2月	事故防止に関する研修 身体拘束等の適正化のための取り組み
3月	防災に関する研修

※職員研修(全体)は、令和2年度と同様に毎月第3火曜日に開催予定。

※令和2年度と同様に、外部研修の復命研修を順次開催する。外部講師の依頼も検討する。

・県より委託→香川県認知症介護実践研修の開催（令和3年度は開催予定）

◎施設サービス検討委員会 開催：月1回

- ・施設長を中心とし、生活相談員、介護支援専門員、看護師、管理栄養士で構成し、総務委員会と連携する
- ・ケアプランと栄養ケア計画書の連動を図る
- ・施設内におけるケアプランの書き方・内容の検討
- ・ケアプラン様式の検討

【その他】

◎地域貢献・地域交流事業

- ・「紅山の夕涼み会」の開催 令和3年8月20日(金)
(利用者、利用者家族、飯山町、綾歌町等の地域交流を主体とした事業とする)
- ・地域の催し(法の郷いきいき祭り、児童館の夏祭り、ふじみ園等)等に積極的に参加。
- ・野の花のパン(多機能型事業所)毎月第1、3、5水曜日に来荘、販売に協力
- ・地域からの要望があれば、宿泊施設(紅山亭)の貸出しを行う
- ・地域からの要望があれば、施設内備品(かき氷機・綿菓子機等)の貸出しを行う
- ・高齢者等移動手段確保モデル「法の郷おでかけ号」への運転者協力
- ・認知症カフェの実施(毎月第3日曜日 飯山南コミュニティセンター)
など、地域との様々な交流を図る。

令和3年度 じきしん荘事業計画

令和2年度も、法人の理念である「キリスト教の愛と奉仕の精神」、「寛恕」（おもいやりの心）を大切に、やさしい介護、豊かな余生の創造を目標としてサービスを提供した。

令和3年度も、現在居住している方々が現在の生活を継続できるよう支援したい。当施設は自炊が原則の施設のため、介護ではなく利用者の自立生活の援助が目的であり、利用者の主体性を尊重した援助を心掛けたい。

施設は平成8年に改修したままで老朽化しており、耐震性の問題もあり、全面改築等も視野に入れた計画が必要であるが、まずは現状維持というところである。

現入所者が、現在の心身状態をできるだけ長く維持できるように、声かけ、買い物支援などを継続したい。

昨年度中に2名の方が退所し、現在7世帯9名が入居されており、そのうち3～4名の方が、週1回の買い物支援の車の送迎を利用されている。

また、現在、介護保険制度等の高齢者福祉サービスを受けている方は3名であり、外部との交流が少ないため、居住者には、従来どおり、紅山荘で行う行事への参加の声かけを行い、可能な方にはできるだけ参加していただきたい。

飯山南コミュニティでの集会への参加や催しへの参加、民生委員の訪問等、外部との交流を大切にしたい。

飯山南コミュニティで行う「法の郷健康推進事業」にも積極的に参加し、元気に毎日を過ごせるよう援助する。

また、利用者同士の間人関係を保てるような声かけに配慮したい。

生きがいつくりの一環として、建物南側で利用者各自が栽培している花や作物栽培に、耕作、草抜き等の援助を行う。

また、週1回の施設の車での買物支援については、いつもの店だけでなく、要望のある店へはなるべく送迎できるよう配慮したい。

個別に要望がある場合、なるべく希望に添えるよう調整したい。

防災訓練等については、紅山荘と合同して開催するが、消防総合訓練の他、じきしん荘独自の施設内訓練も実施したい。

健康診断、インフルエンザ予防注射等についても、紅山荘で行う時に同時に行う予定である。

令和3年度 紅山ケアセンター事業計画

短期入所生活介護（介護予防含む）

利用者がその有する能力に応じ、在宅での生活を継続し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただくことにより、短期入所生活介護サービスを提供する。

現在、平均利用人数は、令和3年1月末で1日あたり15.4人となっている。特養入所待ちの方や、要介護1や要介護2で特養に入所できない長期利用者が10名ほどおり、全室二人部屋のため、居室の調整に苦勞しているところでもある。令和2年4月からは定員を20名から18名に減員してサービスを提供しており、令和3年度も現在の稼働率を維持したい。

また、別棟の併設事業所であるため、特養紅山荘と、さらに連携を密にしてサービスを提供したい。

今年度も、各利用者のニーズに基づいて、介護支援専門員との連携を密にしながらサービスを提供していくが、あくまでも在宅生活の延長であることを忘れずに支援する。

3～4日の利用で送迎が必要な方も多いため、忘れ物がないよう、事故がないよう注意して、細やかな対応で利用者さんや利用者のご家族の信頼を得られるよう努力したい。また、介護事故や見守り空白時の事故が起こらないよう注意を払いたい。

通所介護（デイサービス）（丸亀市日常生活総合支援事業含む）

介護保険法令に従い、利用者が要介護状態等となった場合でも、利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。また、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう、個別の通所介護サービス計画に基づきサービスを提供する。

介護支援専門員の作成するサービス計画に基づきサービスを提供するが、利用者一人ひとりへの対応が疎かにならないよう、介護支援専門員との連携を密にして、利用者のニーズの変化にすぐに対応できるようにサービスを提供するように務めたい。

令和2年度は、寒くなるにつれ利用者が減少しており、1月末日現在、1日平均22.0人で、昨年より2人ほど減少しており、定員30名から見れば稼働率が低い。

利用者の方には、午後からの時間をゆったりと過ごしていただけるよう、レクリエーションや器械を使用しての機能訓練等に配慮したい。昼寝の時間には、リクライニングソファ等も活用し、皆が横になれるよう配慮する。

【年間行事計画】

- ・レクリエーションは、身体状況に応じて楽しめるように配慮する。
- ・季節に応じたアクティビティ・プログラムや個人に配慮したメニューを用意する。（パズル、塗り絵、手芸、オセロゲーム等）
- ・日常生活動作訓練として機能訓練プログラムを用意する。また、必要な方には運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のサービスを提供する。
- ・昨年同様、介護用ベッドも常設し、寝たままでもゆったりと利用していただくよう配慮する。

【標準的な日課】

時刻	項目	内容
8:30	迎 え	ワゴン車、リフト車、小型車により迎えに行く。
9:00	センター到着	湯茶のサービス
	健康チェック、配茶	健康状態の確認、生活指導、介護サービス
10:00	入浴サービス	一般浴槽入浴(介護浴)、特殊浴槽入浴
11:00	テレビ体操、機能訓練	口腔体操、機能訓練、入浴
12:00	昼 食	(普通食、粥、きざみ食、ペースト食等対応可)
12:50	昼 寝	リクライニングソファ等で昼寝、自由時間
14:00	日常生活動作訓練	機能訓練、個別活動、グループ活動 レクリエーション(歌体操、音楽、ゲーム)等
15:20	おやつサービス	
16:00	送 り	ワゴン車、リフト車等により送りに行く。

居宅介護支援

居宅介護支援事業では、在宅の要介護者等が介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、要介護者等から依頼を受け、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との利用調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントサービスを提供する。

令和3年1月より、常勤専従だった職員が週20時間未満での勤務となっており、令和3年夏までに退職予定である。募集はしているものの後任が見つからず、担当件数を徐々に減らしている現状である。

丸亀市からの委託により介護予防支援業務も受け入れており、利用者本位の在宅生活の援助ができるよう適切なサービスを提供したい。

老人介護支援センター（丸亀市地域包括支援センターブランチ）

介護保険制度施行により、介護保険の対象者は居宅介護支援事業等に移り、支援センターは介護保険対象者以外の方に対し相談援助を行っている。

平成24年度からは、丸亀市地域包括支援センターのブランチとして各種相談や対応を行ってきた。啓蒙活動の1つとして介護教室を年2回、各センターで開催している。

平成27年度からはブランチが今までの5箇所から7箇所に増設となり、当事業所は飯山地区のみを担当した。

令和3年度についても丸亀市より事業を受託する予定であり、昨年同様、介護教室の実施、包括より指示のある研修会への参加、連絡会への参加のほか、居宅介護支援事業所の介護支援専門員や他の支援センターの職員、地区の民生委員とも連絡を密にして、総合相談業務等に細やかに対応し、地域の高齢者福祉の向上に努めたい。

【事業内容】

- ・在宅介護や高齢者虐待等に関する各種の相談に、電話相談、来所相談、訪問相談等により、総合的に対応する。虐待に関する相談・通報を受けた場合は、包括と協力して迅速な対応に努める。

- ・地域のねたきり老人等やその家族の公的保健福祉サービスの利用申請手続の便宜を図る等、公的福祉サービスの適用の調整を行う。
- ・実態把握の訪問により、生活支援につながるような見守り、情報の提供、サービスの提供を行う。また、介護者である家族や、今後要介護状態になるおそれのある者に対し、介護方法や介護予防等についての知識・技術習得の機会（介護教室等）を提供する。また、介護教室にあわせて、介護者等の交流会兼相談会を実施する。
- ・地区の民生委員と協力し、見守り、情報の提供、相談、助言等を行う。

丸亀市老人デイサービス事業（生きがい活動支援通所事業）

丸亀市との合併後、平成17年7月より生きがい活動支援通所事業を受託している。

この事業の対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上の介護保険の対象とならないひとり暮らし老人や虚弱老人等で、丸亀市へ申請し、利用登録された方で、利用は1人月2回のみ。介護保険の通所介護定員の中で運用している。

最近は、介護予防の考えが浸透しつつあるのか利用者数が減少、また介護保険等へ移行した方も多く、利用者が減少し、令和3年1月末日までに12人、延 120人が利用した。

利用者数は毎年徐々に減少しているが、丸亀市は今年度も今事業を継続予定であり、利用希望日を調整しつつ、希望者にはなるべく希望日に利用していただくよう配慮したい。

生計困難者相談支援事業

法人全体で取り組む事業として、引き続き「香川おもいやりネットワーク事業」への会費の援助、相談支援に関する取り組みへの人的参加等を通じ、地域におけるトータルサポートの仕組み作りに協力していきたい。

丸亀市でも、丸亀市社会福祉協議会が事務局となり「おもいやりネット丸亀」が始動しており、毎年3か月に1回会合し、困難事例等の相談、支援体制の確認を行ってきた。

令和2年度はコロナ渦により開催できなかった月もあるが、今年度も、広報活動など協力できることには積極的に関わっていきたい。

認知症カフェ事業（にじいろカフェ）

法人全体で取り組む事業として、今年度も「にじいろカフェ紅山」を毎月1回（原則、第3日曜日）、飯山南コミュニティセンターで開催する。

丸亀市の事業であり、令和元年度は丸亀市が再度公募し、6月よりリニューアルして各コミュニティ（小学校区に1箇所）での開催となった。

令和2年度は、飯山南コミュニティセンターの新築に伴い、新しい会場で開催した。「法の郷健康まつり」もコロナ渦の中、感染に注意しながら開催することができ、認知症カフェの展示による広報を行ない、協力した。

令和3年度は、ウッドデッキのあるカフェスペースをお借りできればとも考えており、楽しいひとときが過ごせる場となればと思う。